

平成26年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成26年11月11日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2410号

平成26年第11回定例会

日時 平成26年11月11日(火) 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「欠席委員」	委員長職務代理者	澤 孝一郎
--------	----------	-------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	橋 本 誠
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英一郎
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」	庶務課庶務係長	小野口 敬 一
	庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2402号 第7回定例会(平成26年7月8日開催)
- 2 第2403号 第13回臨時会(平成26年7月15日開催)

日程第2 審議事項

- 1 議案第83号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について(秘密会)
- 2 議案第84号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第85号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について

日程第3 教育長報告事項

- 1 学校選択希望制集計状況について(報告)

- 2 生涯学習推進課の10月事業実績について
- 3 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 4 図書館の10月利用実績について
- 5 図書館・郷土資料館の10月行事实績について
- 6 学校情報化に係るシステム用ハードウェア及びソフトウェアの購入について
- 7 平成26年度港区子どもサミットについて

「開 会」

○綱川委員長 ただいまから平成26年第11回港区教育委員会定例会を開会します。

(午前10時00分)

本日は、澤委員から欠席の届け出がございましたので、よろしくお願いいたします。

「会議録署名委員」

○綱川委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名人は永山委員にお願いします。

第1 会議録の承認

1 第2402号 第7回定例会（平成26年7月8日開催）

2 第2403号 第13回臨時会（平成26年7月15日開催）

○綱川委員長 それでは、日程第1、会議録の承認に入ります。

平成26年7月8日開催の、第2402号第7回定例会、同年7月15日開催の第2403号第13回臨時会の会議録につきましては、承認ということによろしいですか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第83号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について（秘密会）

○綱川委員長 続きまして、日程第2、審議事項に入ります。「議案第83号港区教育委員会事務局一般職員の退職について」この議案につきましては、人事案件のため、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは秘密会に入りたいと思います。

(秘密会)

2 議案第84号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○綱川委員長 それでは、次に、議案第84号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第84号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

議案資料の説明の前に、このたびの条例改正が必要となった理由となります。配偶者同行休業制度について、まず、ご説明したいと思います。議案資料の後に添付している参考資料をご覧ください

い。

配偶者同行休業制度は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにするため、設けられた休業制度でございます。

これまでですと、職員が配偶者の海外転勤等で同行する場合は退職を余儀なくされていましたが、この制度の導入によりまして、期間を定めて休業できるということでございます。

この制度の背景は、昨年の6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、女性の採用や登用の促進、男女の仕事と子育て等の両立、支援について、公務員から率先して取り組むとされてございます。昨年8月の人事院勧告の中でも同様の意見が出されておりまして、これらを受けまして、昨年の11月に、国家公務員が配偶者の海外転勤に同行する場合に最長3年間の休業を認める、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律が公布されました。

地方公務員につきましても、公務員の休業に関する制度といたしまして、国と地方の均衡を図るという観点から、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されまして、ともに本年2月に施行されております。

これらを受けまして、港区におきましても、職員が配偶者の海外転勤に同行する場合に最長3年間の休業を認める制度を導入し、新たに、港区職員の配偶者同行休業に関する条例を制定するというものになったものでございます。

この配偶者同行休業制度は、休業期間中も職を保有いたしますが、職務に従事しませんので給与は支給しないということです。議案資料ナンバー2の2ページの新旧対照表のとおり、この条例の一部を改正しまして、「幼稚園教育職員は配偶者同行休業中いかなる給与も支給しない」という文言を新たに加えて定めるということでございます。

このほか、資料No.2の3ページをご覧ください。

新旧対照表の上段が改正案でございますが、幼稚園教育職員からいろいろ控除をしている規定がこの第33条で給与から控除できるものを定めており、東京都教職員互助組合の会費等を規定しております。こちらの団体が、さきの公益法人制度改革に伴いまして、従来の社団法人から公益社団法人に変更しており、今回、合わせまして、この団体名称についても改正するものでございます。

施行は公布の日でございます。

今後の流れでございますが、本日の教育委員会でご決定いただきましたら、平成26年第4回港区議会定例会に条例の一部改正につきまして、議案を提出する予定です。

なお、本条例に関連しまして、規則の改正も必要となりますが。区議会で議決されたのちに、改めて教育委員会でご審議いただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○小島委員 なかなかいい制度で、特に女性職員が長く勤めるためには非常にいい制度ができたと思っています。

それで、参考資料の1ページの1のところ、有為な職員の継続的な勤務を促進すると。有為な職員の、と修飾がついています。また、3の第3条の一番下に、その職員の勤務成績、その他の事情を考慮した上で承認とあります。この書き方は、制度の適用を認めない場合もあるということですか。

○**庶務課長** その条例上は、全員どんな場合でも、ということではありませんので、やはり委員ご指摘のとおり、有為な職員のところからしますと、区にとってこの職員の能力、区政運営に重要であるという点からすれば、そういった職員に対しては制度を適用することになると考えます。

○**小島委員** そうした場合に、条例(案)では公務の運営に支障がないと認めるときとありますが、やはり公務の上で支障があるときは、この同行休業は認めないとなってしまうわけですか。

○**庶務課長** 恐らく、これは個々で事情が違っていると思いますので、制度的にはそういったことがあり得るということにしていると思います。本来の公務に大きな影響を及んでしまうのであれば、認めないこともあると思っております。

○**小島委員** そうすると、どういう場合に承認する、承認しないというのは、少し事例を重ねないと、という面がありますよね。

○**庶務課長** おっしゃるとおりで、人事課とも話しておりますけれども、今後、ケースが出てくる、港区ないし他の自治体の事例等、こういったものを積み重ねていって統一的な運用を図るということとは必要かと思えます。

○**小島委員** わかりました。

○**永山委員** これは海外限定なのでしょうか。

○**庶務課長** 海外限定でございます。

○**永山委員** 主婦の立場からして、介護の休業等も必要かと思えますが、それは認めていないのですか。

○**庶務課長** 介護休業は、別できちんと制度化されております。育児休業、介護、そういった事情に対しては休業制度がございます。

○**小島委員** 2ページの第8条に、妊娠出産休暇や育児休暇があります。これに優先して取れるということですか。

○**庶務課長** そのとおりでございます。

○**綱川委員長** 有為な職員などについて、今後、早めに明確な規程をつくらないと訴訟問題になる可能性があるのでは、そうならないようによろしく願います。

○**庶務課長** 23区でも、まだ全部で制定しているということではなく、3分の1ぐらいと聞いておりますので、さきほどのご指摘もそうですが、やはり運用面で、区ないし職員双方に不利益がないような形で、共有できるような形で進めていきたいと思えます。

○**綱川委員長** 運用や取り扱いという曖昧な言葉で結構もめごとになる可能性があると思えますので、よろしく願いたいと思えます。

ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、議案第84号について採決に入りたいと思います。

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第84号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第85号 港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について

○綱川委員長 続きまして、次に、議案第85号「港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例について」ご説明をさせていただきます。

資料の3をご覧ください。一番最後の参考資料の部分をご覧くださいませでしょうか。2ページ目の7行目でございます。

参考資料は基本的考え方ございまして、平成26年8月に決定したものでございます。2ページ目の上から7行目です。

「改定の上限を1.3倍として見直しを行います」ということでございます。これは、基本的考え方の中心となるものでございます。

それから、その下の(3)です。新制度では、利用者負担額は教育・保育に要する費用の対価とされておりますので、今までいただいていた入園料が取れなくなるということで、「入園料は徴収しないこととします」ということでございます。

その下、(4)子育てサポート保育料についてでございます。これは預かり保育でございますけれども、基本保育料と同様に「現行の1.3倍を上限に見直します」ということでございます。

こういったことを基本的考え方といたしまして、今回お示した改定の概要についてご説明をさせていただきます。

区立幼稚園保育料については、平成10年4月の改定以来17年ぶりの改定となっております。改定の内容でございます。

基本保育料については、先ほど1.3倍と申し上げましたが、年額5万7,200円を、7万4,300円に改めます。算出方法を見ていただくと、園児1人当たりの費用として約76万円のコストがかかっておりますが、コストと1.3倍を比べると1.3倍のほうが低額なので、1.3倍とさせていただきますということでございます。

その下の子育てサポート保育料ですけれども、年間利用は、年額5万7,200円ですが、1.3倍で7万4,300円。その下、一時利用は、現在、日額500円ですけれども、それを日額650円に引き上げます。コストは、一時利用が719円、年間利用が13万5,000円でございます。1.3倍と比べると1.3倍の方が低額でございますので、そちらを採用させていただくこととさせていただきます。

次に、階層区分の認定でございますけれども、今までは、満額を最初に課して、そのあと減額するという方法でしたが、今回、階層をつくりまして、最初から減額した金額を課しております。

上の部分が現行で、下の部分が改定後でございます。改定した部分は、網かけ部分です。左側の保育料と書いてあるところ、C1、C2、C3、それぞれ2万4,760円、3万7,150円、3万7,150円となっておりますけれども、ここの②の第2子の部分をご覧ください。全て無料、0円としてございます。C1からC3まで全て0円ということですので、これは所得に関係なく無料ということでございます。

それから、右のほうを見ていただきます。やはり網かけ部分、第2子のところ。サポート保育についても、無料としてございます。

次に、子育てサポート保育の一時利用でございますけれども、A、B、低所得者世帯については、無料としてございます。

その下をご覧ください。新たな階層区分を負担した場合の差額(1) - (2)は、630万円程度でございます。

元に戻っていただきまして、10ページをご覧ください。

今の表の考え方をあらわしたものが、ここの5行目でございます。新たな保育料の設定に当たっては、多子世帯への利用者負担軽減の考え方をさらに拡大し、第2子以降の保育料及び子育てサポート保育料を無料とします。また、低所得者への配慮として、子育てサポート保育の一時利用については、A階層及びB階層の該当者を無料といたします。

なお、今後は、国が定めた利用者負担の水準を見据え、社会経済状況や運営経費の変動等を踏まえた上で、3年ごとに段階的な保育料の引き上げを行います。

次に、議案についてでございます。戻っていただいて4ページをご覧くださいませでしょうか。新旧対照表です。下が現行で、上が改正案でございます。

まず、題名のところ、下の方が、幼稚園入園料及び保育料条例となっておりますけれども、この入園料がなくなりましたので、上の方を見ていただきますと、保育料に関する条例としてございます。「に関する」と入れたのは、保育料以外にも若干記載がございますので、これは関係課と協議した上で、「に関する」条例としてございます。

そのあとですけれども、下線部分、下の方を見ると、保育料等の「等」がなくなっております。「等」というのは入園料のことです。サポート保育料は保育料ですので、一応、「等」には加えておりません。

それから、めくっていただいて、5ページでございますけれども、付則のところの1行目のところ、下の方です。条例別表の規定というのがございます、それを改めてございます。

具体的には、6ページ、7ページをご覧ください。

次に、備考の3をご覧ください。これは、第2子以降の幼児の定義でございます。要するに、小学校3年までの兄・姉がいる子どもについては、保育料を無料にするということでございます。

これまで、第3子以降についてのみ無料にしておりましたが、さらに、これを第2子までに広

げたものでございます。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問等はございますか。

○永山委員 ちょっとわかりづらいのですが、小学校3年生までと決めた理由は何ですか。

○学務課長 もともとの国の補助金の考え方をそのまま横引きしたものでございます。その理由ですが、やはり小学校3年以下で、お子さんの年齢が近いと、両方とも小さなお子さんで費用がかかるということでございます。

○永山委員 実際に、その差というのがそれほどないですし、国が決めていることなので、変わらないかもしれませんが、いまひとつ、実際の生活と文章とは少し違うような気がします。

○学務課長 確かに、どこかで線引きをしないといけないので、それがどこに置かれているとかはいろいろなお考えがあるかとは思いますが、全体としては、多子世帯を優遇していきたい、子どもの数を増やしていきたいという政策でございます。

○綱川委員長 来年の4月から、港区は6年生まで学童クラブを行いますね。そちらは6年生でこちらは3年生。何か整合性がとれないような気がします。これは意見です。

また、参考資料2ページの(3)で、新制度では準備に係る費用は教育・保育に要する直接の対価ではないためと書いてあります。今までは何のために入園料を取っていたのか。12ページの横の表で、子育てサポート保育料の利用回数は利用券の購入実績をあらわすと書いてあります。この16という数と、何の実績のことなのかかわからないので説明してください。

○学務課長 最初に後半のご質問ですけれども、子育てサポート保育料の利用回数、これは実際利用した回数です。ですから、500円を16回使っている、延べで16日使っているということでございます。

○綱川委員長 平均でということですか。

○学務課長 平均ではなく、実績です。A階層からC2階層までが16回です。

○綱川委員長 全体で16回ということですか。

○学務課長 全体で言うと2,844回です。

○綱川委員長 C3階層も含めてですか。

○学務課長 はい。

○綱川委員長 そういう意味ですか。

○学務課長 2つ目のご質問でございますけれども、入園料についてでございます。今までは、入園面接等にコストがかかることから入園料を取っていたということがございます。

新制度においては、入園料の性格からして、それはやはり妥当ではないという判断もございまして、今回、受け取らないことといたしました。

○綱川委員長 保育料を上げたから、入園料はいらないという感じで、相殺するような感じにしか見えません。

今までお払いいただいていたものをなくすということは、それなりの理由があるのかと思って質

問しましたが、そういうバーター的なことでというような感じでしか見えないので、ここはしっかり説明を書いておかないといけないと思います。

あと、回数については、2園で16回しかないということですね。

○学務課長 2園で、A階層からC2階層については合計16回ということですか。

○綱川委員長 C2階層については、約2,000回あったということですか。

○学務課長 C3階層です。

○綱川委員長 わかりました。

○小島委員 参考資料の2の(1)②保育料の算出基礎で、公定価格という言葉を使っています。公定価格というのは、園児1人当たりの運営に係る費用を全部合算したのが公定価格ということですか。

○学務課長 この公定価格というのは、平成27年4月からの新制度における公定価格でございます。

○小島委員 こういうときに公定価格という言葉を使うのですか。

昔、よく公定価格と聞いたのは、物価統制令みたいなものです。国なり、地方公共団体が何らかの理由で、例えば、家賃地代の価格を統制し、それを公定価格という言葉として使っていたような気がします。

○学務課長 これは、新制度の中で国が明確に使っている言葉でございます。定義もされております。

○小島委員 公定価格という言葉が何か不自然に感じますね。

○綱川委員長 公定歩合みたいな。

○小島委員 公定歩合、まさしくそれですね。

なぜ、ここで公定という言葉を使うのかがわからない。

それから、10ページの3改定時期のところに、今後は国が定めた利用者負担の水準を見据えて書いてありますが、幼稚園の保育料を国が統一的に水準を定めているのですか。

○学務課長 新制度において、国がこの利用者負担額の上限というのを定めておりまして、内閣総理大臣が定める基準というものがございます。その基準が2万5,700円ということになっております。

○小島委員 国が子育てのために、幼稚園や保育園、こども園への補助金を国の施策として行うことについて、国の算定水準、利用者負担の水準というのは、国は子育てのためにお金を使うので、地方自治体もこのぐらいは保育料を徴収しなさいという考えですか。

○学務課長 制度趣旨としては、おっしゃるとおりでございます。

○綱川委員長 この水準と、ここに3年ごとに引き上げますと書いてありますが、すごく格差がありますよね。年間7万4,000円と、年間3万8,000円ということは4倍ぐらいありますよね。

○学務課長 港区は現在、かなり利用者負担額が低額でございまして、具体的には、23区内でも

下から5番目となっています。一番高い区と比べても、2分の1以下となっております。

ですから、そういう実態を踏まえて、今回引き上げさせていただきたいということでございます。

○小島委員 そうすると、今回1.3倍というくくりをしてくれたことは、非常に保護者の方にとってはありがたいことだろうと思いますが、国の定める30万円は、将来的には考え方として、ここまで上げざるを得ないのですか。

1.3倍を続けていって、いつやるかは別として、そういう国からのプレッシャーを受けているのですか。

○学務課長 国からプレッシャーを受けているわけではありません。ただ、先ほど言った行政コスト等を考えると、やはり、引き上げはやむを得ないのかというところです。

○小島委員 国は、幼稚園の5歳児を義務教育にしようという動きもあります。義務教育にしたら保育料はどうなりますか。

○学務課長 そのスキームというのは、全く私どもに伝わっておりませんので、あくまでも予想でございますけれども、義務教育にすれば、今の考え方からすると無料ということになると思います。

○教育長 国の無料化というシステムを5歳児で始めるとき、所得制限を設ける可能性はあると思います。全員無料になるかどうかは、学務課長が言ったように現在のところ、スキームが明らかではありません。今後いろいろ報道もされると思います。

○小島委員 わかりました。

○教育長 資料2の分布ですが、(1)現行、(2)改定後となっておりますが、これは保育料の金額自体は現行といいながら、改定後の金額になっています。表についての説明書きを入れておかないと、少し誤解が生じます。

下に、新たな階層区分を適用した場合の差額など書いてありますが、少し工夫をした方がよいです。

○学務課長 このあたりは工夫をさせていただきます。

○永山委員 私もとてもわかりづらいと思います。

先ほどの利用回数を説明していただいてわかりましたが、これは、2園しか利用していない、回数が16回、小学校3年生までの第2子が無料で、利用者が13件あるということで限定されていて、生活保護者が誰かわかってしまうような気がして、これが一般の人にも見られるような資料でしたら、書き方を工夫してください。

○学務課長 ご指摘の点を踏まえて、調整させていただきます。

○綱川委員長 幼稚園の入口に行くと、対象の幼稚園には回数券購入について書いてありますから、誰がということがわかってしまう可能性はありますね。

国の補助金制度は格差が多いと補助金を減らしますよね。自治体が一定の金額を保護者が負担しないと補助金を減らすということはあるですか。

○学務課長 そういったことはございません。

ただ、先ほど申し上げたように、構造自体が公定価格から利用者負担額を引いたものが補助金と

いう考え方ですので、そういう意味では、利用者負担額の上下は補助金と関係がございます。

○綱川委員長 ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、議案第85号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、議案第85号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 学校選択希望制集計状況について（報告）

○綱川委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。それでは、「学校選択希望制集計状況について（報告）」学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「学校選択希望制集計状況について」ご説明をさせていただきます。

まず、選択希望のスケジュールでございますけれども、10月10日に希望票を送付してございます。締め切りは、11月10日の17時15分でございます。集計結果の公表は11月21日、抽選があるとすれば、12月2日、最終的な決定である就学通知の送付が1月9日でございます。

なお、データ等は未入力の部分がある程度でございますので、今回の結果はあくまでも中間集計ということでございます。

それでは、表のほうをご覧ください。1枚目が平成26年度でございます。2枚目が平成25年度でございます。上の表が小学校です。下の表が中学校でございます。

上の部分を見ていただけますでしょうか。小学校の表の上の部分です。上の部分を見ていただくと、aとかいてありますが、これが学区内の児童数でございます。入学予定者数ということで、学区内の児童数でございます。それから、その右側、bが学区外からの希望者数でございます。現在の状況ですから、今後増えます。希望者数でございます。

それから、計の部分ですが、aプラスbということで、今回、この計の部分で大体の傾向がわかるということでございます。

全体の傾向ですけれども、上の表の小学校の計の部分を見ていただくと、一番最後の合計のところ、1,925名ということになっておりまして、平成25年と比較すると、プラス25名でございます。

中学校のほうですけれども、やはり同じ合計のところは1,349名となっております、昨年と比べると83名のマイナスでございます。

以前、人口推計をお示しいたしましたが、今のところ、ほぼ予測どおりの増加傾向でございます。個別の学校をご覧ください。芝浦小学校ですけれども、昨年と比べると22名の増でございます。

その下の白金の丘小学校でございますけれども、三光小学校と神応小学校を合わせると、計のと

ころが118名となります。昨年と比べるとプラス8名です。

その下、港南小学校ですけれども、これは昨年と比べて9名増えているということで、ほぼ予想どおりでございます。

次に、その4つ下ですが、本村小学校でございます。昨年と比べるとマイナス29名ということで、やや減っております。

最後に、東町小学校ですが、昨年と比べるとプラス22名で増えてございます。

小学校は以上です。

中学校でございますけれども、御成門中学校は、昨年と比べるとマイナス30名となっております。

三田中学校は、プラス30名とうことで、増えております。

それから、白金の丘中学校ですけれども、昨年に比べるとプラス24名ということで、小学校に比べると増加率がやや高い状況です。学区域外の希望が増えております。

最後に、総括でございますけれども、今までのところ、予想が大きく外れているということはありません。今後、できるだけ早くデータをまとめて、今年度の傾向等を分析させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○小島委員 白金の丘学園がやはり気になります。

中学校は20名ぐらい増えて、小学校のほうはあまり増えていないですね。今後の実績ですかね。これからですね。

○綱川委員長 未集計の数はどのくらいですか。

○学務課長 提出状況で言いますと、大体6割ぐらいですので、あと4割が未集計です。

○綱川委員長 これに4割増やすとすごい数になってしまいますよね。

○学務課長 全てが入学するわけでもございませんので、ちょっとわからないところでございます。

○小島委員 (a)の数字は、通学区域内から入学申請書を出した人ですか。

○学務課長 居住している児童数でございます。ですから、提出していない方も含めております。

○綱川委員長 その4割がどうなるかというのは、この資料では全然予想できないということですね。

○学務課長 はい。

○綱川委員長 白金の丘学園については、入学予定児童数は、昨年と同じ106名だったのが、今年114名に増えているということです。

その割には、今の段階では希望者数が増えていないということですね。

○学務課長 増えていないということです。

○小島委員 そうすると、どの学校が抽選になるかは、今日の段階ではわかりませんね。

○学務課長 わかりません。

○綱川委員長 お台場学園の中学で、昨年、通学区域外の希望者が1名いましたが、その子については、希望通り就学しているのですか。

○学務課長 就学しております。

○綱川委員長 ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、次に移りたいと思います。

2 生涯学習推進課の10月の事業実績について

○綱川委員長 「生涯学習推進課の10月の事業実績について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の10月の事業実績について」ご報告をいたします。

資料ナンバーの2をご覧ください。実績となっております。

生涯学習関係では、生涯学習推進課の事業として、子どもセミナー事業「われら区役所たんけん隊」を22日に実施しております。

次に、指定管理者の事業としては、さくらだ学校の講座、それから、生命保険の講座、ポーセリンアートの発表の場、それから、利用団体の発表の場、フェスティバルーンを開催しております。

スポーツ関係では、生涯学習推進課の事業として、毎週日曜日の各タグラグビー教室、それから、指定管理者の事業として、スポーツセンターにおきまして、フィットネス系の各教室、裏面になりますが、水泳の教室などを実施しております。

報告は以上です。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○小島委員 ポーセリンアートとはどういうものですか。

○生涯学習推進課長 今回、青山生涯学習館でポーセリンアートというのを実施しております。

これは、白い陶磁器に絵を書いて、専用の絵の具と教材を使って、チャイナペインティングと呼ばれていまして、白い陶磁器に絵を書くものですね。

○小島委員 なるほど。何かおもしろそうです。

○綱川委員長 落書きのようなものですか。焼きつけるのですか。

○生涯学習推進課長 そうです。専用の絵の具でそのまま書いて、焼きつけません。

○綱川委員長 ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、この案件はよろしいですか。

3 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○綱川委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」生涯学習推進課長、説明をお

願います。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」です。

資料ナンバーの3でございます。

各施設事業の10月の利用状況となっております。特に、今回、数値が大きく変動しているようなところは見られない状況でございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

これは、本村小学校のプールは工事に入った影響ですか。

○生涯学習推進課長 8ページのところでございます。

学校屋内プールの利用で、本村小学校は改修の工事に入っておりまして、プールが9月の途中から使えなくなっております。

○綱川委員長 ご質問、ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、この案件はよろしいですか。

4 図書館の10月利用実績について

○綱川委員長 次に、「図書館の10月利用実績について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館の利用実績10月分につきまして、教育委員会資料ナンバー4を使いましてご説明させていただきます。

一番右下の横の合計欄のところ、この10月で純粋に増えたのが631件ございまして、合計の利用登録者数が18万719人になったものでございます。

簡単ですが、報告とさせていただきます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

麻布図書館がオープンして、二、三カ月経っていますが、何か顕著なものがありますか。

○図書・文化財課長 麻布図書館は、地元の方に非常に好評で、来館者数も平土日ともほぼ同じぐらい来ていただいて、麻布で様々な行事をいまだに続けていただいているところですので、人気を保っています。3階部分の書籍関係が少ないという問題については、購入だけではなく寄贈本なども活用しながらそろえているところでございます。今、コーナー展という形で、空いたスペースに環境の本とかを並べて、有効に書棚を使わせていただいているところです。

また、16万冊の蔵書計画になっていますが、開設当初8万冊、約5割で始めたところと、あと利用者が思った以上にありましたので、貸し出し数が多いものですので、約4割程度の蔵書しかないという形になります。見た目、閑散とした感じになっていきますので、何とか努力をしているところでございます。

○綱川委員長 よろしく願いいたします。

ほかによろしいですか。

(なし)

○綱川委員長 次に移ります。

5 図書館・郷土資料館の10月行事实績について

○綱川委員長 「図書館・郷土資料館の10月行事实績について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館の行事实績につきまして、ナンバー5を使いまして、ご説明させていただきます。

図書館、例月と同じように、図書・文化財課と指定管理がするもので映画会等がございます。

3ページ目に、前のところからおはなし会の指定管理のところまでずっとくるのですが、19と書いてあるところで28日火曜日、都立青山特別支援学校のほうに赤坂図書館が出向きまして、おはなし会をやってございます。

また、ハロウィンの時期と重なっていますので、子ども会では、ハロウィンの関係のものを実施させていただいているところでございます。

続きまして5ページに、講座・セミナーのところ、前回もご報告させていただきましたが、ミュージアムセミナー。郷土資料館が、事務局をやられております港区ミュージアムネットと共同で、各美術館さんの特別展に合わせて、図書館を会場としましてミュージアムセミナーという形で、庭園美術館さん、菊地寛実記念智美術館さんなどが実施したものでございます。

6ページに行きまして、時期的に職場体験の受け入れが増えているところで、高松中学校、港南中学校の受け入れをしたものです。

その下の図書館ツアーは、大人向け、子ども向けとなっていますが、職場体験という形ではなく、図書館のバックヤードの見学をしているものでございます。子どものほうが集まらなかったという報告を受けております。

続きまして、郷土資料館の実績、今、配らせていただいたものですが、郷土資料館は、10月14日から28日の期間、特別整理期間を設けまして、常設展の展示がえをした関係がございまして、11日にグループタウンウォッチングさんという団体さんの団体見学を受け入れたところで、14日から28日の間は、常設展示の展示がえをしていたものでございます。

簡単ですが、ご報告させていただきます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

○永山委員 その他の職場体験ですが、主に中学生にどのような体験をさせているのか、教えていただけますか。

○図書・文化財課長 通常の本の貸し出し、返却の手続きはあります。あと中学生には、おはなし会のお話をやるのでやりませんかというようなお声かけをして、やると言った方には、おはなし会でのお話のやり方を教えたり、それ以外の方は、本の整備のほうを教えるというような形で、本にブックマークを貼る作業などをやっていただくというような2パターンでやっています。

○綱川委員長 教育委員行政視察で新潟市立中央図書館へ伺った時も、中学生が職場体験をしていると聞きました。

都立青山特別支援学校のほうに出向いたということで、前の特別支援学級の合同運動会のときに校長先生が見えていまして、コラボレーションしたいというお話がありましたが、早速実績ができていくということで、よかったですと思います。

これは依頼があって実施したのですか。それともこちらから持ちかけたのですか。

○図書・文化財課長 港南図書館のほうでは、大分やっていますので、赤坂は、おはなしをやらせてもらえませんかというような感じになるものでございます。

○綱川委員長 港特別支援学校ではすでに実績があるということですか。

○図書・文化財課長 港南図書館では、職場体験の受け入れもやったりしているので、向こうはかなりやっています。赤坂のほうも始めたというところでございます。

○綱川委員長 積極的にお願いしたいと思います。

合同運動会も一緒にやりたいとおっしゃっていましたね。

○図書・文化財課長 その辺の情報もお聞きしましたら、当たってもらうようにいたしたいと思えますので、また、のちほど教えていただければと思います。

○綱川委員長 よろしく願いいたします。

ほかにもございますか。

(なし)

○綱川委員長 それでは、次の案件に移りたいと思います。

6 学校情報化に係るシステム用ハードウェア及びソフトウェアの購入について

○綱川委員長 次に、「学校情報化に係るシステム用ハードウェア及びソフトウェアの購入について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「学校情報化に係るシステム用ハードウェア及びソフトウェアの購入について」、ご報告いたします。

本件は、学校間の情報を共有するためのセンターサーバの構築に必要なハードウェア及びソフトウェアを購入するものでございます。

今回、学校情報化を推進し、学校間の情報を共有できるようセンターサーバを構築し、現在、各学校に分散設置されておりますサーバの年間のシステムサービスをデータセンターに集約して、校内、拠点間、また教育関係者間での円滑なコミュニケーションを実現するものでございます。

センターサーバ構築後は、ファイルサーバを教育関係者間で利用することによって、情報共有の効率性が大幅に改善されることが予想されております。

今後は、センターサーバを活用して、センター型の校務支援システムを導入することで、出欠席の管理であったりとか、成績処理などの業務の標準化、校務の効率化、教諭の負担軽減を図っていきます。

導入でございますが、白金の丘学園につきましては、先行導入校として、平成27年4月よりその活用を図り、それ以外の拠点につきましては、平成27年の夏休み期間にデータ等の移行を完了し、9月から本格活用する予定でございます。

以上、全て港区学校情報化アクションプランの第4章、新みなと教育情報システム構築のための学校改善ネットワークの確立と校務情報化の推進に向けての施策に基づき実施するものでございます。

改めて資料ナンバー6をご覧ください。

購入物品でございますが、サーバの57台でございますが、これは40台を学校にサーバとして設置し、残りの17台をセンターサーバとしてデータセンターにおくものでございます。

それから、ストレージ、スイッチ、ルーター、こちらはいずれもデータセンターに設置をいたします。

なお、ラック40台は、各校の40台分のセンターサーバへのものでございます。

なお、学校情報化に係るシステム用ソフトウェア一式をこのあと選定をして、購入する予定でございます。

説明は以上でございますが、今回の契約後についてですが、本件は指名競争入札となります。

10月27日に改札され、契約業者を既に決定しております。

以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

勉強不足ですが、センターサーバというのはどちらに置かれるのですか。

○指導室長 江東区内の民間の業者を選定しています。

一応、場所等が公にできないことになっていますので、江東区内の某所ということで、ご承知おきください。

○綱川委員長 バックアップもしっかりほかにあるということですか。

○指導室長 ありません。

○綱川委員長 民間の場合は2カ所にやって、バックアップがないと危ないというのがあってやっていますが。わかりました。

あと、学校情報化に係るシステム用ソフトウェアというのは、各学校にサーバとのコネクティングのためのソフトウェアを入れるということですか。

○指導室長 さようでございます。

○綱川委員長 これから選定し、第4回港区議会定例会に提出する予定とのことですが、先ほど金額や業者も決まっているようでしたが、これから選定して決めるのですか。

○指導室長 すみません。先ほどこれからということでしたけれども、大変失礼いたしました。

ソフトウェア一式、決定してございます。

○綱川委員長 わかりました。

これで学校の先生たちの校務が少しでも楽になれば良いと思いますし、学校では、今までのもの

は使いにくいというお話もあったので、最新のものが入って、うまく運用されるといいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

7 平成26年度港区子どもサミットについて

○**綱川委員長** それでは、続きまして、「平成26年度港区子どもサミットについて」指導室長、説明をお願いします。

○**指導室長** それでは、「平成26年度港区子どもサミットについて」、教育委員会資料ナンバー7に沿いまして、ご紹介いたします。

まず、目的でございますが、2点ございます。特に2点目を強化しております。いじめのない学校づくりの推進のために、学校がいじめ問題の未然防止、早期解決を目指すために、子どもたちと先生方、そして教育委員の先生方、事務局等が話し合うことを目的として実施するものでございます。

日時は、平成26年12月8日の月曜日、午後実施でございます。

会場は、書いてあるとおりでございます。

参加者が、各学校の高学年の児童会、生徒会の生徒等各校2名、そして今回、脚本家・演出家であります篠原明夫氏にお書きいただきました朗読劇を実演するために、港南小の児童29名、高陵中学校の生徒9名、教員も合わせて出演するものでございます。

この朗読劇については、記載のとおり教育委員の先生方以下、教育長、次長、事務局指導室の指導主事等、PTA会長、区議の先生方にもご案内をしてお参加いただくようにしております。

この朗読劇を通じての全体のテーマですが、「それでも、あなたは傍観し続けますか」というテーマで実施するものでございます。

内容は、全体会の後、朗読劇を見たあと、分科会にわかれて、さらにもう一度全体で集まって、簡単なシンポジウム、そして、脚本家・演出家の篠原先生のまとめをいただくということでございます。

なお、例年同様、各分科会に助言者として教育委員の先生方に入っていただく予定でございます。

講師については、そこに書いてあるとおりでございます。お忙しい中、シナリオを書いていただきまして、今、各学校の指導に当たっていただいているところでございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。説明は以上でございます。

○**綱川委員長** ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

月曜日の、午後2時10分からの実施ということで、これに参加しない児童・生徒は、学校で通常授業をしているのでしょうか。

○**指導室長** さようでございます。

○**綱川委員長** わかりました。

参加する子どもたちは、授業は出なくても問題はないということですか。

○指導室長 この子どもサミットの参加をもって授業時間として充てるものとなります。

出られない授業につきましては、各学校の対応でその時間にある授業については、ほかの時間等で補填をすることになると思います。

○綱川委員長 わかりました。

11月から、学校で1カ月間、横断幕でアピールをしていると思いますが、ぜひ、実りあるものにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○永山委員 この朗読劇については、録画をして、各校であとで見せるような処置などはしますか。

○指導室長 今のところ、そういったことについては考えておりませんが、いずれにしても内容等、それが各学校にきちんと周知徹底できるような方法を、このあと検討していきたいと思います。

○永山委員 せっかく大勢の児童・生徒がかかわるので、見せる機会を設けたほうがいいのではないかと思いますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

○指導室長 脚本については、全部の学校のほうに配られるということでございますので、永山委員、ご提案のように、どのような周知の仕方をするか、今後、検討していきたいと思います。

○綱川委員長 一部の子どもしか見ることができないので、波及効果を期待したいと思いますので、よろしくご検討のほどよろしくお願いします。

記録用には撮りますか。

○指導室長 篠原先生と、その辺をまだ詰めてございません。著作権の関係等もあるかと思しますので、そこを含めて、きちんと確認をして、記録また映像等の回覧についても考えていきたいと思えます。

○小島委員 6(2)分科会②協議では、朗読劇を見て、自分は何ができるかというのを協議することですよね。

教育委員は助言者として参加しますが、朗読劇は我々が見てもわかる内容ですか。

○指導室長 こちらについては、事前に教育委員の先生方のご予定を確認して、担当の指導主事から、この朗読劇の内容と、そこで扱う用語等について、説明をさせていただき予定でございます。

○綱川委員長 できましたら、事前にシナリオを見せていただけるといいと思います。

よろしくお願いします。ほかにございますか。

(なし)

○綱川委員長 よろしいですか。

「閉会」

○綱川委員長 本日本日予定していた案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他ございますか。

○庶務課長 ございません。

○綱川委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回の臨時会は、11月25日、午前9時から開会予定です。いつもより1時間早いですが、

よろしくお願ひします。 それでは、お疲れさまでした。

(午前11時23分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 綱川智久

港区教育委員会委員 永山幸江